

# 第 28 回 協 議 会

(平成 16 年 7 月 21 日開催)

## 会 議 録

西伯町・会見町合併協議会

第 2 8 回 西伯町・会見町合併協議会会議録

開催年月日 平成 1 6 年 7 月 2 1 日

開催場所 会見町役場 2 階会議室

出席委員	坂本 昭文	三鴨 英輔	加藤 節雄	野間田憲昭
	森岡 幹雄	宇田川 弘	塚田 勝美	梅原 弘誓
	福田 次芳	吉次 堯明	磯田 順子	岡田 昌孫
	板 秀樹	橋谷 守江	秦 豊	佐伯 勝人

欠席委員 亀井 雅議

出席職員	合併推進室長	奥山 俊二	合併推進室次長	桐林 正彦
	合併推進室長補佐	岡田 厚美	合併推進室長補佐	米原 稔晃
	合併推進室主事	前田智恵子	西伯町企画政策課課長	森岡 重信
	西伯町企画政策課主査	景山 毅		

(開会 13時30分)

奥山室長 そういたしますと、ただいまより西伯町・会見町合併協議会第28回会議を開会させていただきます。

最初に、本日の委員の皆様の出席状況であります。亀井委員が欠席であります。したがって、現在、委員17名のうち16名の方が出席でございます。本協議会の会議の成立要件であります。西伯町・会見町合併協議会規約第10条第1項の規定では、委員の半数以上の出席で成立するとなっております。したがって、本日の会議は成立することを御報告いたします。

日程に従いまして進めさせていただきます。

まず、会長のあいさつであります。坂本西伯町長より、ご挨拶をお願いいたします。よろしく申し上げます。

坂本会長 開会のご挨拶を申し上げます。

大変暑い毎日が続いておりますけれども、委員の皆様方には元気でご精励をいただいております。大変ご苦労さまでございます。きょうは28回会議ということでご足労をいただきましたが、前回27回会議が、6月の16日ということでございましたので、1カ月以上お会いしていないということで、何か久しぶりにお会いしたような気がいたしております。

この間、7月1日には、総務省の告示いただきまして、懸垂幕の懸架式というようなことで、本当に両町の庁舎に懸垂幕をかけまして、機運の醸成を図ってまいったところでございます。

また、いろいろ協議を進めていただきまして、南部町の循環バスをいよいよ8月1日に合併前事業として運行することになりました。バスは黄色で、ほぼもう出来上がっております。26日にはできるそうございまして、大変楽しみにしておりますけれども、そういう段階に入っております。県内の状況などについては今さら申し上げるまでもございませんけれども、他山の石として我々もひとつ10月1日に間違いなくスタートができるように進めていきたいと思っておりますので、何分にもよろしくご協力をお願い申し上げたいと思っております。

今日は、協議事項2点、報告事項6点についてお世話になるわけでございますが、よろしくお願いを申し上げます。簡単で意を尽くしませんけれども、ご挨拶にかえたいと思っております。よろしく申し上げます。

奥山室長 ありがとうございます。本日の会議の進行であります。西伯町・会見町合併協議会規約第10条第2項の規定では、会議の議長は会長が当たっております。坂本会長にて会議の進行をお願いいたします。どうかよろしく申し上げます。

坂本会長 早速でございますが、3番の議事録署名委員の指名を行いたいと思います。秦豊委員、岡田昌孫委員をお願いをいたしたいと思います。

日程4、協議事項、(1) 主要な例規について、事務局の方からお願いいたします。事務局。

桐林次長 それでは、主要な例規について(その4)について、ご説明を申し上げます。資料の方、3ページでございます。

南部町の主要な例規(施設の設置条例等)について、以下のとおりとするというものでございます。内容といたしましては、隣保館の名称について、別添1のとおりとするということで、別添としておりますけども、次のページに今回は入れております。現在、各町で隣保館という位置づけをされているものがそれぞれ1つずつございます。西伯町は西伯町隣保館、通称といいますか、愛称として西伯町文化会館という名前がございます。それから、会見町さんの方は会見町宮前隣保館ということで、通称隣保館と言い慣わしておるようでございます。

この名称につきましては、西伯町側の隣保館につきましては、今の名前から町というのを取りまして西伯文化会館、それから会見町側の方は、会見町という名前を取りまして宮前隣保館という名称で条例上、位置づけをしたいというものでございます。よろしく願いいたします。

坂本会長 ただいま説明がありました南部町における公の施設等の名称の案でございますが、ご質疑やご意見はございませんでしょうか。

これは地元の方とも相談はできて、了解をいただいておりますということですね。

ないようでございますが、原案のとおり決定してもよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ありがとうございます。そういたしますと、議案第1号につきましては、原案のとおり決定になりました。

議案第2号、西伯病院の名称についてを議題といたします。事務局から説明してください。

事務局。

桐林次長 それでは、議案第2号、西伯病院の名称についてのご説明をいたします。資料は5ページでございます。

議案第2号、西伯病院の名称について。新町発足後の西伯病院の名称は西伯病院とするというものでございます。西伯病院につきましては、既にご存じのとおりと思えますけれども、現在、改築工事に入っております、この計画そのものにつきましては、この南部町の枠組みの合併の話が立ち上がるはるか前から検討されてきて、今年度の着工に至ってるという経過がございます。

その名称でございますけれども、西伯町側の関係の方では、もともと西伯町になる前から西伯病院ということであったので、その名前をいこうということまで来ておったわけでございますけれども、やはり合併するということでございますので、この名称も確認をしておいていただいた方がよいのではないかとということで、ちょっと唐突の感がございますけれども、改めて一つの議案をもちまして提案をさせていただいたところでございます。

参考事項といたしまして、縷々書き連ねておりますけれども、まずこの西伯病院のスタートでございますけれども、昭和26年の10月、国民健康保険、法勝寺村ほか4ヶ村一部事務組合直営西伯病院ということで設立されております。現在の西伯町という団体ができた経緯でございますけれども、西伯病院ができた後に、昭和27年にまず県の方から、現在の両町の枠組みでいきますと、3つの枠組みで合併してはどうかという勧告がなされておりますが、これは実現されませんでした。29年には、現在の、まさしく南部町の枠組みとほぼ同じ枠組みで合併をしてはどうかという勧告がございましたけれども、現実には西伯町と会見町に分かれた形での現在までの経過がございます。

この経過の中で、西伯病院が西伯病院という名前を冠されましたその経過につきまして資料等を調べまして、残念ながら直接、文献等で保存されているものがございませんでした。この経過をごらんいただければおわかりいただけますように、西伯町という名前自体が議論される以前から、もう西伯病院というものが存在しております。すなわちこれは引き継ぎ事項というような形でございますけれども、もともと西伯郡の西伯をとって西伯病院というふうに命名したということのようでございます。その後、もう昭和30年に西伯町、会見町両町はできておりますけれども、逆に西伯病院という名前の西伯が先行しておったということございまして、決して西伯町の西伯をとったわけではないという経過がございます。以降も、この西伯病院につきましては、西伯町1町のための役割を果たしてきたわけではございませんでして、例えば昭和28年には大国村ほか10ヶ村伝染病組合委託病

棟というようなものが建設されて、昭和50年に廃止されるまで続いております。その後は広域行政管理組合からの委託施設といたしますか、設置施設ということで伝染隔離病舎が設置されてると、当時はまだ結核の対応が非常に重要だったということで、このような西伯郡全体での役割を果たすために位置づけられてきたという経過がございます。その後、結核等は一応終息するというので、病院の役割も変わってくるわけでございますけども、今度は新たに昭和58年、救急病院の告示というようなことで、地域の救急医療施設としての位置づけが新たになされておりますし、平成になりましてからは老人性痴呆疾患センターでありますとか、次のページになりますけども、療養病棟の設置でありますとか、高齢者の介護等に必要な施設として位置づけられてきておりまして、この期間を通じまして西伯郡全体の医療施設として役割を果たしてきたと。なおかつ、この南部町発足後も南部町1町のための病院という位置づけではありませんで、西伯郡あるいは鳥取県西部の医療の一翼を担うという形で役割を果たしていきたいという思いを込めまして、引き続き西伯病院という名前を使うということが考えられておりますので、こういう経過を踏まえましてよろしくご審議いただきたいと思っております。以上でございます。

坂本会長 ありがとうございます。この件について、ご質疑やご意見はございませんか。

福田委員。

福田委員 これ別に問題はございませんが、ただ後のことの確認の意味で聞いておきたいのは、これで見ますと、26年に一部直営ということで先ほど説明がございました。それで、30年のいわゆる合併のときに、事務組合から西伯町の国民健康保険の西伯病院に名称変更ということが記載、載っておるわけですが、今度、南部町、10月1日になれば、当然、公立病院ですから、南部町立という、今度ここへ示される場合に、南部町立、健康保険が入るのかどうか分かりませんが、そういうようなことまで議論が現場であったでしょうかどうか。その辺、ちょっとお聞きします。

坂本会長 事務局。

桐林次長 設置者移管の命名の冠し方ということになりますけど、現在は西伯町立ということで、町立の公営事業としての病院でございますから、自然体といたしますか、南部町立の企業経営の病院ということで、南部町立西伯病院ということになるというふうに思っております。現在、例規等を整備しておりますけども、その流れの中でもそのような最も自然な形の名前のつけ方じゃないかというふうに考えております。

坂本会長 いいですか。

福田委員 はい。

坂本会長 ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございます。議案第2号につきましては、西伯病院の名称は新町発足後も西伯病院ということで御確認をいただきたいと思っております。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ありがとうございます。

以上で協議事項につきましては終了したいと思います。

日程5、報告事項に移らせていただきます。

1番、総務省告示について、事務局からお願いします。

桐林次長 報告事項第1号でございます。資料は7ページでございます。

報告事項第1号、総務省告示について。平成16年10月1日に西伯郡西伯町及び会見町を廃し南部町を設置する旨の総務省告示が7月1日付官報に掲載されたということでございまして、その具体的な官報の掲示内容は参考として上げております内容でございます。

ちょっと朗読いたしますけども、総務省告示第514号。町の廃置分合。地方自治法第7条第1項の規定により、西伯郡西伯町及び同郡会見町を廃し、その区域をもって西伯郡南部町を設置する旨、鳥取県知事から届け出があったので、同条第6項の規定に基づき、告示する。右の処分は、平成16年10月1日からその効力を生ずるものとする。平成16年7月1日。総務大臣臨時代理、国務大臣、中川昭一という文書でございます。

坂本会長 このような告示をもって合併が確定したということでございますので、ご確認をいただきたいと思っております。

次、報告事項2番に移ります。

南部町長職務執行者予定者についてでございます。事務局の方から説明してください。

桐林次長 報告事項第2号。資料では8ページでございます。

南部町長職務執行者予定者について。地方自治法施行令第1条の2第1項の規定に基づき南部町の町長の選挙が行われるまでの間、その職務を行う者を、後ほど報告いただきたいと思っておりますけども、と予定するというものでございます。

市町村が設置される合併の際には、通常の地方自治法の手続と異なりまして、町長の職

務を執行する者というものを規定により置くことになっております。その規定でございますけれども、参考の方に示しております。ちょっと第1条の2を読んでみますけれども、普通地方公共団体の設置があった場合においては、従来当該普通地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の長たる者または長であった者、括弧はその代理があった場合のことですけれども、そのうちからその協議により定めた者が当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間、その職務を行うというものでございます。

南部町の事例に即してこれを読みますれば、南部町の設置があった場合においては、西伯町長であった者または会見町長であった者がその協議により定めた者が南部町の長が選挙されるまでの間、その職務を行うということになるかと思えます。この規定を字面どおり読みますれば、この南部町の職務執行者を決めるのは10月1日ということになるわけでございますけれども、その合併の日に決めておりましたは実際の事務が事実上できないということになりますので、西伯町長または会見町長のいずれが就任されるのかということをおあらかじめ予定しておいていただかないと事務ができないと。

確定の日までの日数でございますけれども、暦を全部数えますれば72日でございますけれども、残り。実際に役所のカレンダーといえますか、業務を行う日を数えますれば、あと50日しかございません。この間に、こういう人事も含めまして所要の調整を進めていく必要から、あらかじめあなたが職務執行者として就いていただけるのか予定しておいていただくことが必要ということで、今回、報告をしていただくということで、この報告事項ということに出させていただきます。

事務局からは以上です。

坂本会長 事務局の方から報告してください。

桐林次長 よろしいですか。

それでは、事務局の方から報告いたします。

先般、7月16日に、事務局の中にさらに両町長が加わった拡大幹事会を開催いたしました。その場で両町長におあらかじめご協議をいただいていた結果を報告いただきました。その結果といたしまして、三鴨会見町長の方が職務執行者として町長選挙までの間、業務執行をしていただくということに予定させていただくことになりましたので、ご報告を申し上げます。

坂本会長 この件につきまして、ご質疑はございませんか。

吉次委員。



吉次委員 別に質疑じゃございませんが、この書き方が適当だか、南部町の町長の選挙が行われるまでの間ってという言葉は、選挙が終了せにゃ町長が確定するというわけじゃないだないですか。こういう書き方でいいんですか。

坂本会長 事務局。

桐林次長 この表現につきましては、下の方の地方自治法施行令と全く同じ表現をとっておりまして、当該普通地方公共団体の長が選挙されるまでの間という表現になっております。今でしたらもう少しかみ砕いて表現してあるのかもしれませんが、いささか昭和22年ということで、後でちょっと追加されておりますけど、昭和の20年代のころの政令でございます、この選挙という用語が今と多少違って使われてたというふうに考えております。

今で言いますれば、細かくすれば、町長が選挙により決定されるというようなことになるんでしょうけども、この書き方で表現しておりますのは、選挙という、いわゆる選挙会というものがございまして、ご存じのことと思いますけども、その選挙会が終わった結果として町長が決まるという意味でここは解釈すべきものというふうに考えておりますので、それまでの間というのはまさしく選挙会が終わるまでの間というふうに解釈いただければというふうに考えております。

吉次委員 解釈は知っちゃうますだども、表現の仕方がこれで適当だからということですが、下には選挙されるまで、上は行われるまで。

坂本会長 どんなですか。

桐林次長 そうですね、厳密に言いますれば、御指摘のとおり選挙会がというふうなことにはなるんでございますけども、選挙会をもって選挙ということでございますので、そういうふうな最終的な決定は選挙会をもってということでございますので、文言を修正させていただくとすれば、町長の選挙の選挙会ということになるかと思えます。

坂本会長 それで直すか。

吉次委員 直して、揚げ足とられんやにしちよいてつかわんか。

坂本会長 せっかくのご指摘ですから、南部町の町長の選挙会が行われるまでか。

桐林次長 手続上で言いますればそういうことになりますので、法律と同じ表現で特に解釈上、異議を生じないと思えますので、南部町の町長が選挙されるまでの間ということ。

坂本会長 南部町の町長が選挙されるまでの間か。

桐林次長 はい。

坂本会長 下と一緒に、申しわけありませんけれども、訂正をしていただけませんか。

吉次委員、ほんならそういうことでご了解いただきたいと思います。

吉次委員 了解しました。

坂本会長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ないようでございますので、報告事項第2号については、以上で終えたいと思います。

報告事項第3号、住民説明会の開催計画について、事務の方から説明してください。

事務局。

奥山室長 事務局でございます。

9ページ、報告事項第3号、住民説明会の開催計画について。新町の執務体制等を住民に周知し、南部町の発足時期における円滑な事務の執行を図るため、別紙のとおり住民説明会を開催するというので、別紙は10ページの方にありますけども、このピンクの方をごらんいただきたいと思います。

ピンクの、10月1日に南部町が誕生しますということで、南部町の住民説明会の開催についてということで、南部町における業務体制及び新町発足前後に必要な手続等をあらかじめお知らせする説明会を開催します、都合のつく会場への参加をお願いしますということで、日時と会場につきましては8月の7日、8日、土曜日、日曜日にかけて、両町の会場におきまして行うようにいたしております。時間、場所等についてはごらんとおりでございます。一応、対象地区は設けておりますけども、どちらの会場にでも都合のところにお出かけくださいということにしておるところでございます。

これにつきましては区長便で、西伯町につきましては本日の区長便、会見町につきましてはあさって、23日の区長便で全戸に配布をする予定でございます。この日時と会場につきましては会見町の場合、これはピンクのが会見町版でありまして、西伯町版は西伯町の会場を上というようなところでいたしておりますので、ご了解いただきたいと思いません。

内容といたしましては、南部町の業務体制等についてということで、済みません、ちょっと参考資料の別紙をごらんいただきたいと思いますが、南部町発足前後の日程というこ

とで、7月の1ページにございますけども、一応、7月の30日に新町の手引が完成するというようなこと。それを受けまして8月の7日、8日に行うものでございます。あわせて、町名変更に伴う手続等につきましても、皆さんにお知らせをするということでございます。

この住民説明会につきましては、早目に住民の皆様には新町の状況等をお知らせいたしまして、十分ご理解をいただこうというようなことございまして、それぞれ合併協議会でなくして各町の主催で行うようなスケジュールでございます。以上でございます。報告させていただきます。

坂本会長 住民説明会の開催計画でございますが、ご質疑やご意見はございませんでしょうか。

それぞれの町でやれということだね、合併協議会としてではなくて。

奥山室長 はい。

坂本会長 それで、資料なんかはどんなもん。

奥山室長 資料につきましては、先ほど申し上げましたが……。

坂本会長 参考資料と、それだけ、新町の。

奥山室長 新町の手引と町名変更に伴う手続というような分、それから……

坂本会長 まだできちゃらんか。

奥山室長 まだ。公共料金のしおりというようなものを持って説明会に出かけようというふうに思っております。これにつきましては、新町の手引とか町名変更に伴う手続等につきましては、全戸配布もあわせて行うように考えているところでございます。

坂本会長 ご質疑はございませんでしょうか。

はい。

福田委員 当然、説明会はと思いますが、ただ、いきなりそこに来た人には資料を配布をして説明をするやり方と、先ほどありましたけども、当然、全戸配布も必要でしょうけども、あらかじめ配布をしておいて、なおかつ、担当者等から十分説明を聞きたいというのが、むしろ事前によく見させていただいた出の方が、これ2時間ですから、より効果が住民の方からの声を聞かれるという立場からすればいいじゃないかなという気がしますが、その辺はどうでしょうか。恐らく出席人員、世帯というのはそう多くはないだろうという具合に思いますんで、できるだけ効果をあたらしめるためには、後段で申し上げた方法をとっていただければいいかなあという具合に思いますんで、聞かせておいてほしいなと思

います。

坂本会長 どうぞ。

奥山室長 先ほど申し上げましたですけど、7月30日に新町の手引は完成予定ということで、今、印刷の作業中でございます。そういったしますと、約1週間後には説明会ということになりますもんですから、そのあたりにつきましてはちょっと無理と申しますが、ちょっと時間的な余裕がないのではというふうに思っておるところでございます。

福田委員 文書が届かんというわけになるわけですか。

坂本会長 物理的に無理か。

福田委員 文書配布が無理だということだな。いい機会ですけんどもな、届かんものは。

坂本会長 まあそれでなんなるじゃないですけん。

福田委員 いや、せっかくの課長さん方も全部出て説明されるだけ、住民も関心があり、これから用意ドンのスタート台に立つわけですからええがなと思って聞いたんですけど、配布が間に合わんや、もうどうしようもないし、延ばすわけにいかんでしょうけ。

奥山室長 10月までに多少の、8月、9月の間でありますので、その中で十分ご理解いただくというふうに思っておるところでございます。

坂本会長 他にございませんか。

佐伯委員。

佐伯委員 この説明会そのものは7日、8日ということで、両町でそれぞれ行われるというわけでございますが、資料が何分にも間に合わないということになればやむを得んということでございます。ということですが、後の町名変更に伴う手続等について、それぞれその場で、もう全戸配布の関係もあるわけですけども、特段わからない面がたくさん生じてくるんじゃないかなという懸念をするわけですけども、その際に、これは要望なんですけども、各担当課等々あるいはそれぞれの場所場所において、適切なアドバイスなり、どういたしますか、方法等々を詳しくご説明を願えるように、ひとつご配慮をお願いしたいなという、一住民としての考え方ということも多分にあると思いますけども、よろしくお願ひしたいと思っております。

坂本会長 ありますか、ないですか。

奥山室長 町名変更に伴う手続等につきましては、全般的にはほとんど個人で手続を行って変更していただくというようなことはございませんので、その中には本人が手続し

ていただかないといけないものはあるわけでありまして、それはごく限られたものというふうに思ってるわけでありまして、そのあたりにつきましてはご理解いただけただというふうに思っておるところでございます。

あわせて、この主要日程の中で、8月の上旬に職員を対象にいたします研修会を予定しておりますので、そういうところで十分、職員も理解を深めて、周知いたしまして説明会に臨む、または今までの説明等をかなり網羅していくということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

坂本会長 よろしいですか。

佐伯委員 はい。

坂本会長 ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 ないようでございますので、この件については以上で、次に進みたいと思います。

私の方からも、できるだけ委員さん方、ちょっとのぞいてみてやっていただきますようお願いを申し上げておきたいと思います。

報告事項第4号、南部町の町章の公募について、事務局から説明してください。

前田主事 11ページの南部町の町章の公募についてですが、募集の開始が総務省告示の翌日の7月2日からで、締め切りを9月10日に設定しています。

広報として、協議会だよりにお手元の応募用紙を折り込んで公募を行いました。7月2日から合併協議会のホームページに募集告知欄を設け、役場の窓口にも応募用紙を設置しました。4番で、一般のホームページで「All About Japan」、「Web公募ガイド」、「登竜門」それぞれに掲載をさせていただいています。また、5番ですが、公募情報誌「公募ガイド」8月号になっていますが、8月9日発売の9月号に掲載を予定しています。また、法勝寺中学校と南部中学校の生徒に応募要項を配布させていただきました。今日の午前中までで6通の応募がありました。以上です。

坂本会長 ありがとうございます。町章の公募について、いろんなところに広報して、特にインターネットを使ってもやっておりますので、相当数出てくるのではないかと思います。

何かございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 ないようでございますので、次に進ませていただきたいと思います。

報告事項第5号、循環バスの出発式及び利用促進対策について、事務局の方から説明してください。

事務局。

桐林次長 それでは、資料の12ページ、報告事項第5号でございます。循環バスの出発式及び利用促進対策についてでございます。

南部町循環バスの運行開始記念式典を下記1のとおり実施する。あわせてバスの利用促進対策を下記2のとおり実施するということでございますけども、資料を作成いたしましたからちょっと日程調整を再度行ったような関係がございまして、本日の資料を一部訂正していただきたいと思います。

まず、出発式の時間でございますけども、9時20分開始となっておりますけども、9時開始ということでございます。それから、この下の星印で2便以降の運行を無料で行うとなっておりますけども、一般の町民の方に無料で乗っていただけるのは3便以降ということに変更いたしておりますので、大変申しわけございません、訂正をお願いしたいと思います。

まず、1、出発式でございますけども、16年8月1日日曜日、午前9時ということで、両町の役場前、それぞれで開催いたしたいと考えております。

主な内容といたしましては、町長、来賓のあいさつに続きまして、バスの諸仕様を説明し、運転士への花束を贈呈し、テープカットをするというふうな流れを考えております。

また、利用促進対策でございますけども、8月2日から6日の間、無料運行を行うということでございます。

なお、この詳細につきましては、このバスの運営の事務局でございます西伯町企画政策課の方から補足させていただきたいと思います。

坂本会長 景山君。

景山主査 西伯町の景山といいます。お手元の方に、待望の南部町循環バスが発車しますという1枚物を配っておりますので、これを見ていただきたいと思いますというふうに思います。

前回、運賃等のところでありましたけども、とりあえず最初からざっとしたところを説明をさせていただきたいと思います。

事業内容につきましては省略いたします。

この枠で囲んであるところから説明をしますけども、路線名、南部町循環バス。運行開

始、8月の2日月曜日から。運行事業者ですけども、日ノ丸自動車株式会社。運行の目的、高齢者を始め多くの町民の通学、通院、買い物、役場手続等の交通手段の確保を図る。それから、運行の方法ですけども、西伯町、会見町内の循環として時計回り、反時計回りで行います。運行の便数ですけども、時計回り7便、反時計回り7便、計14便でございます。運行便数につきましては、従前、時計回り8便、反時計回りも8便ということで16便を計画しておりましたけども、実車点検等をいたしました関係で時間が伸びたということがありまして、1便減らして7便に計画を変更しております。それから、運行日ですけども、年間の運行日数を平日のみということで245日、土曜、日曜、祝祭日及び年始、1月1日から1月3日、これを運休という形をしております。それから、運行の距離ですけども、21.3キロ。運行時分ですが、約61分。停留所の数ですが、時計回り55カ所、反時計回り56カ所ということで、1カ所違うわけですが、これは反時計回りの場合、西伯町図書館前というのを1カ所追加をしております。料金ですけども均一料金、1回乗車につき大人200円、小人100円、小学生未満は無料。乗車券の種類につきましては、回数券、定期券。それから、割引につきましては、乗り継ぎ割引、障害者割引。車両につきましては、日野の小型路線バス3台ということで、ステップリフトバス、中乗り、前おり。乗車定員ですけども、38人乗りで座席が13人、立ち席24人、乗務員1人、このうち車いす2台仕様ということであります。このバスは、御承知のように、宝くじ普及宣伝事業として、財団法人日本宝くじ協会の助成を受けて購入したものであります。

次に、右の方を見ていただきまして、南部町の循環バスの運賃等でございますけども、運賃、特に現金の関係ですけども、区間に関係なく1回乗車、大人200円、小人100円、小学生未満無料。

2番目といたしまして、他路線との乗り継ぎ割引ということで、乗り継ぎ券を発行いたします。大人の場合、100円割引、小人の場合、50円割引、当日のみの利用可能ということであります。これの例ですけども、循環バスから日ノ丸バスへ乗り継ぐ場合に、循環バスで割引券をもらいます。次、日ノ丸バスに乗っておりるときに、運賃からこの割引券額、大人ですと100円、小人ですと50円を引いた金額と割引券を運賃箱に入れていただくという形で割引を考えております。日ノ丸バスから循環バスへ乗り継ぐ場合は、上の分と逆になります。ですから、乗り継いでおりられるバスの方で割引がきくというものであります。それから、障害者割引適用者の乗り継ぎ割引は、大人、小人とも50円の割引といたします。

それから、回数券ですけれども、11枚つづりで10枚分の金額ということで、2,000円ですと200円券を11枚、1,000円券ですと100円券を11枚ということで、この回数券につきましては循環バスの車内で販売をいたします。

定期券ですけれども、各種定期券を使用することができますということで、1カ月定期、3カ月定期、6カ月定期、これにつきましては一般、学生、小人という一般的な定期があります。それから、2番の学生端数定期券、これは学生の場合、1学期、2学期、3学期とあるわけですけれども、その学期間を購入をしていただくというものです。それから、3番のステップということで、これは高校生向けの特割半年定期券ということで、各区間の1カ月定期代の3倍で半年間通用ということで、3カ月分の定期代を払えば6カ月乗れるというものであります。これにつきましては、循環バスの方は、さっきも言いましたように、245日しか運行をいたしません。一般のバスにつきましては365日動いてるわけですので、割引率の方を、現行ですと一般の1カ月、3カ月、6カ月というのは30%の割引があるわけですけれども、さっきも言いましたように、循環バスの方は運行の日数が少ないということで、40%の割引をすると。それから、通学定期、学生の2番と3番ですけれども、これにつきましては現行、日ノ丸さんは40%の割引をしておられますけれども、これは50%の割引をするというものであります。

それから、障害者割引についてですが、現行の日ノ丸バスさんが取り扱っておられますのと同等の取り扱いをいたします。この内容につきましては下の方に表をつくっておりますけれども、大人の場合、運賃の半額ということでこの表を見ていただきたいというふうに思います。括弧の2番で、介護人というもので、これにつきましても乗車区間が身体障害者等の本人と同一であること、あるいは介護能力のある者であること、身体障害者等本人1人につき介護者1名に限られること等の条件を定めまして、割引の対象にするというものであります。

それから、6番の日ノ丸バスの高齢者向け全線フリーパス「架け橋」の使用はできませんということで、これにつきましては日ノ丸バスさんの方が70歳以上の方に、半年間で1万8,000円なんですけれども、払われると日ノ丸バス全線フリーパスということでこういう事業をしておられますけれども、経営形態が異なるということで適用しないというふうにしております。これにつきましては、境港のループ便でしたっけ、それからどんぐりコロコロ、米子の100円バス等も適用はしておりません。

それから、ここには書いておりませんが、後期高齢者ということで、75歳以上の



方の割引についても検討をしてみましたが、現行路線で実施がしてありませんので、ありませんというか、してありません。ということで、他路線との兼ね合いで不平等感が出るということで、適用しないというふうにしております。ただし、今後の課題といたしまして、引き続き協議をしていくということでもあります。

それから、低所得者に対する割引についても検討をしてみましたが、これについても町の福祉対策として今後の研究課題として引き続き協議をするということで、この度は適用をしておりません。

それから、7番ですけども、利用促進ということで、8月1日に開通レセプションを計画しております。先ほどありましたけども、8月1日午前9時から、西伯町役場、会見町役場玄関前で出発式を行います。なお、裏の方に時刻表があるわけですけども、3便より開通記念として無料運行をいたしたいと思います。それから、2番目として、利用促進期間ということで、8月2日月曜日から8月6日金曜日の間をPRを兼ねて無料運行といたします。

裏の方をはぐっていただいて時刻表の方ですけども、左の方が時計回り、右の方が反時計回りという記載をしております。全部のバス停の時間を入れた関係でちょっと字がちっちゃくて見にくいかもしれませんが、ご容赦をお願いしたいと思います。

ここで真ん中のバス停の図面を見ていただきたいと思いますが、まず、左上の方、丸合西伯店、それから西伯病院、法勝寺庁舎、今度右の方に行ってもらって、JA会見支所、それから総合福祉センターいこい荘、御内谷というところで、この枠から横の方に棒線を引っ張ってるものがあります。これにつきましてはその施設内に入るということで棒線を引っ張っております。なお、天萬庁舎につきましては、施設内に入りますけども、庁舎の横を通過して天萬南口の方に向かう関係で、ここは通過という形をとらせていただいております。

ということで、これが昨日、最終の西伯町バス対策検討委員会を開催して、最終的に決定をしたものでありますので、ポイント報告を申し上げます。以上です。

坂本会長 循環バスの件について説明いただきましたが、ご質疑やご意見ございませんか。

1つね、最後にちょっとちらっと景山君が言いましたけれども、実は昨夜、バス対策の検討委員会をいたしまして、これで一応、決定をしていただいたということになっておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

福田委員 質問じゃないですが、本文の方の中で出発式というのがあって、先ほど訂正もございました。私も、1字ミスプリという理解でいきたいなと思っておりますが、内容の中の運転士への花束贈呈と書いてありますが、今、社会通念として運転士という言葉でなくして、運転者、者、いわゆる者ですね、運転者というのを一般業界として使っておりますんで、行政言葉で運転士でなければならんということになればこれ別ですけどね、できたら今後、いろいろ会話したりいろんなことが出てくると思いますから、運転者、看護婦さんが看護師に変わったように、今、男女もう全く差別なしに、運転士だってバスの運転手も女性にはいますんで、士ということはバス関係では使っておりませんし、そういうことで、できれば行政の方も統一した表現でやってほしいなということで申し上げておきます。以上です。

坂本会長 ええかいな。

運転者が正しいわけですか。

福田委員 もう大分前から、バス会社で私らが在職しちょう当時から変更になりました。昔は手、武士もありましたけど、武士の士も。手に変わって、それから今では者です。

坂本会長 運転者で呼称を統一してあげてください。

景山主査 はい。

坂本会長 ほかにございませんか。

磯田委員。

磯田委員 定期券の購入場所ですけれども、これを書いておかれた方がいいのではないかなと思うんですけど。

坂本会長 景山君。

景山主査 実は現在、西伯町、会見町内で実際に定期券を販売しておられるのが、西伯町の亀屋書店、1店しかありません。これが運行するようになれば便宜を図るという意味で、現在、回数券につきましては法勝寺庁舎、それから天萬庁舎、社会福祉協議会のしあわせ、いこい荘、西伯病院、そういうところで回数券の販売はできないか、最終的な詰めにまでなっておりませんので、とりあえず回数券についてはバスの中で買っていただくと。定期券について、日ノ丸の職員さんのお宅だとかローソンだとかいろいろ検討しております。まだちょっとそこら辺の詰めができておりませんので、現在まだこれには載せておりません。とりあえず日ノ丸の方で買っていただくというようなことを当分の間、行っていただいて、早目に近いところで買えるような形をとっていきたいというふうに考えており

ます。

坂本会長 森岡課長。

森岡課長 先ほどのお答えの中で、現実とちょっと違ったなというところがございますので訂正をさせていただきます。

先ほど言いました亀屋書店さん、これは取次所ということで、そこで定期券をつくっているという話ではございません。申し込みをそこで受け付けをしたのをバス便で送って、何便か後になるんですか、次の日になるんですかね、届けてもらったものを渡すというようなやり方で行って、基本的には米子の方がスタンプを押したり、券をつくってというようなことで、なかなかそれをこちらの方にといいますと難しいなというふうに考えておまして、先ほど言ったような職員さんの取次店をいろんなところに広めていこうかなというふうな考え方をしておるところでございます。以上でございます。

坂本会長 いいですかいね。

ほかに。

橋谷委員。

橋谷委員 なかなか私がバスを使うということは、まだ遠い将来のことだと思うんですけども、この中に何か楽しみっていうんですか、観光地への、例えば緑水湖あたりでも周辺にはいろんな施設がありますし、それからまた会見町では花回廊、それから第二小学校の周辺あたりにもちょこちょこいろんなものができてますけども、そういうところにも、何ていうんですか、楽しみの一つとして行ければいいなっていうのを、この運行表を見てちょっと思いましたので、将来的にもしできましたらと思おまして。

坂本会長 どうですか。

橋谷委員 まあ将来の話ですけど。

景山主査 この運賃の方の一番下のところに問い合わせというのがありますが、その下に平成16年10月1日には南部町版を発行しますというふうには書いております。といたしますのが、今度新しい町になって、このバスのことを持つ課ができると思います。そのときにきちんとした問い合わせの電話番号を載せて、こういう、何ていいますか、運行のもとになるのはもう既に必要なくなってしまうと思いますので、そのときに今のいろんなほかのバスですね、花回廊に行くバスでありますとか、それから既存のバスの時間表でありますとか、そういうものを一緒に載せながらここに観光も兼ねたものを一緒にしていけたらなというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

橋谷委員 わかりました。

坂本会長 いいですかいな。

橋谷委員 はい。

宇田川委員 一ついいですか。

坂本会長 どうぞ。

宇田川委員 この御内容に、この42番ですか、1回入って出るというのは、いわば雪の対策でこういうことが考えておるとは思いますけども、これ雪が降らないときならこういうことは、だけ冬季だけはそういうことをしてもらってもいいんだけども、そうすると3分や何ぼ、その間に家は全然ないし、馬佐良へ上がってしまえば。そりゃ冬季の対策としては確かにこれでいいでしょうけども、雪が降らないときにわざわざそこまでまた1回下がってというようなむだな、燃料費も含めて、ことをせんでも、これは防災無線なり情報で、何月から何月までは雪の除雪のためにということであれば、利用者としても早く目的地に到着できるというようなことがあるんで、そういう配慮をやっぱりすべきじゃないかというふうに思いますけども、そう難しい手法ではない。ただ、雪が降る12月なら12月から3月までは、今のこの図のようにそこを1回出て戻るんだけども、普通の月はそのまま馬佐良に上がれば、別にその間に家はないしというふうな考えはありますけど、どうですか。

坂本会長 どうぞ。

景山主査 確かにおっしゃるとおりでして、雪道のことを、除雪対象もしませんしということがあったんですが、実は中に入って同じところを帰ってきた方が、大きい道に出た方が時間の方が早くなるということがあります。今、おっしゃってるのはずっと旧道の方を通るといことになりまして、道幅も狭いですし、対向車があったりなんかすることを考えれば、かえって大きな道を上がった方が時間的には早いということで、そういう形をとっております。

宇田川委員 手品みたいなことを言いなるなあ。手品みたいな話だ。

森岡課長 結構狭いところが長いもんでしてね、道路すれ違って行かれるもんじゃないです。ぎりぎりいっぱい道のすんで、そこをそろそろ行くよりも、返って大きい道を...  
...

宇田川委員 今、新しい道がついたけ広く見えるけど、あそこをずっと今まで通っちょうだけんなあ。広いかは狭いかはそげに一目瞭然でわかあわ。

森岡課長 これは実車やりましたんで。木が出てきたり、いろいろありますんで、なかなかびゅんびゅん飛ばすということにはなりません。ですんで、1回戻って、きちっと整備された大きい道を行った方が時間的にはロスが少ないということで。

坂本会長 実際に走らせてみた。

森岡課長 はい。

坂本会長 宇田川委員さん、そういうことだそうすけ、そういうことであれすけど……。

宇田川委員 もう一つ、この前の合併協の後で時計回り、反時計回りで8便回すということで、数日たったら新聞には7便というのが出ておってね。それは我々には8便っていつて報告しちよいて、それでいつの間にか7便に減らした。その減らした理由は43万ほど、金が1便減らせば浮くというようなことのようにしたけども、まだもう1便減らせばまだ金は私は安くなると思う。その辺の見解は、あなた方ほどでばっばらばっばら進めて、1便少なにしたもんなら43万少なくなるなんていう話がどこから出てくるですか。

坂本会長 答えられるか。

それは新聞報道。

宇田川委員 新聞報道に7便だって出てましたが。8便で時計回りにするっていうのが出ました。

坂本会長 まあちょっと。

吉次委員 言っちゃうなあことがわからん。

宇田川委員 聞いちゃうなあことがわからん、言っちゃうことがわかっちゃあ。

吉次委員 そげな数字なんていうのは、わしらも初めて今、あんたの口から聞いたがね、数字のことは。

宇田川委員 数字も出ちょうました。

坂本会長 雑談はやめてください。

答え。8から7に変わった理由に、金額が43万安くなるということがあった。自分たちは8便だと聞いていたのに7便、6便にすりゃもっと安くならへんかということですけど、そういうことではないのではないかということと言っちゃうなる。それをちょっと答えてください。

森岡課長。

森岡課長 8便から7便ということで、うちの方が金の関係もありますので、勝手に減

らしたんではないかというようなお話ですけども、一応、限られた予算もございます。それから、実車やりますと、どうしてもやっぱり利便性を図るというようなこともございます。

8便から7便にいたしましたのは、当初、西伯病院から出発して、1周して丸合に回るというような計画をして出しておりました。それから、本当にこの循環路線だけを動くというような計画を考えておりました。そこで、大体、50何分でしたか、かかるような計画で、それで大体1時間で8便というふうな考え方をしておまして、7時から6時までですか、6時発のその間に8便を入れ込むというようなことで計画をしておりましたが、それをやってみますと、どうしても小学生の帰りとか合わないというようなことも出てまいります。西伯町でいきますと、西伯病院から法勝寺庁舎まで延長をしたというようなことがございます。それから、会見町でいきますと、潮医院の前を通過してそのまま小学校、中学校の方に行くようにしておりましたけども、金融機関等の利用を考えますと、やっぱりJAの方に入っていこうというようなこともございました。

そういった中で、所要時間が、合計しますと短くなったところがあり、増えたところもありという、両町3分ずつ増えております。そういったものを1日に捉えますと、結構な拘束時間になりますので、オーダーとしては100、ちょっと今は数字を持っておりませんが、百何十万の持ち出しが出るというようなことになります。その中で限られた予算の中で便数を、運行をやっていきたいというふうに考えておまして、その範囲内でやれるということは始発、これは変わらずに、中にありますその便数の間隔を若干ずらせて7便に変更してきたところでございます。8便が一番、言ったとおりでよろしいですけども、そうしますとなかなか経費もかかってくるというようなことで、不便を与えない範囲というような事もございます。そういったことで7便に変更したものでございまして、それによりまして今度、拘束時間がそれだけ少なくなってくるというようなことがございますので、先ほど来出てまいっております40何万でしたか。(「43万」と呼ぶ者あり)43万ほどが減額になるということで、その減額を目標にするような考えではございません。今、先ほど申しましたようなことを小委員会の中、それには会見町さんも入っていただいておりますので、こういったところでいろいろと協議をしながら、8便を7便にしたところでございますので、そういったところをお酌みいただきまして、よろしく願いをいたします。以上でございます。

坂本会長 宇田川委員さん、よろしいか。

宇田川委員 わけのわかったようなわからんような、利便性だったらそりゃ8便の方が利便性はあるわけだけど、利便性が云々なんてわかったようなわからんような、まあええですわ。

坂本会長 佐伯委員。

佐伯委員 これそのものというよりも、今後、これはあくまでも8月1日からこういうことで運行しますということの時間割りが出たわけですが、なおかつ例えばいろんな面でこの循環バス以外の路線というのですか、例えば今走ってない路線等々はあると思いますけれども、そういうところにも拡大というようなことを今後考えていくべきかどうかというのは、これ南部町が発足してバスの運行状況を見ながらやられるというふうに思うわけですが、今現在はそういうことを考えておられないのかどうかということと、もう一点は、特に先ほどJAの関係についてそこまで延ばしたよというようなこともあったり、あるいはそれに伴っても、例えば今現在の西伯町支所の関係については全然そういうイメージはないというふうに思うわけですが、そういう面での、例えば路線変更というんですか、そういうようなことも含めて今後はどういうふうに考えたらいいかということが今現在の計画の中であるのかなのか、ちょっとお聞きしておきたいと思います。

坂本会長 森岡課長。

森岡課長 今の循環バスの路線変更ということでございます。うちの方の考え方は、今、日ノ丸さんをお願いをしておりますのは、3年間やっていただくような考え方をしております。その中で1年間は試行運転ということで、そこでやってみて大きく直さないけん部分も出てくると思います。それからまた、すぐ対応できる直しもあると思います。そういったところで、そのものの大きさによって若干そういうことは対応していきたいと。ですので、1年間の中でそういう大きくルートを変えるというふうなことは考えていきたいなと思っております。今は、基本的には一番早く両町を結ぶということが一番だろうと思っております。ちなみにうちの方でいきますと、重複区間がございますので、原の方を通ることも考えられるでしょうし、会見町さんでいきますと、今は重複区間がございます。それもまた変えるようなことも考えてこれると思いますけれども、とりあえずうちの方としましては、試行期間の中でいろいろと検討してまいりたいというふうに考えております。

それから、この10月1日で、ここの母体になります西伯町のバス検討委員会というものがなくなるわけでございます。今度は南部町で新しくバス対策検討委員会なるものを、仮の名前でございますけれども、そういったものを立ち上げて、そこで循環バスのことを、

それから今後の生活バス、それからまた福祉、通学バスといろんなバス形態がございますので、そういったところは新町のバス対策委員会で協議をして決めていきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

坂本会長 いかがでしょう。

佐伯委員。

佐伯委員 もう一言、お願いしたいと思います。

坂本会長 どうぞ。

佐伯委員 言われることは一々ごもっともなことだと思っておりますし、何分にも初めてのことでございますから、なかなか予定が立たない面がたくさんあるというふうに思います。そういう面で試行期間なり、あるいはそういうテスト期間といえますか、テストを重ねながらやっていくのは当然のことだと思います。今後、例えば、今、会見町には花回廊ということで、米子駅から、あるいは皆生からバスも運行しております。そういう面、シャトルバスとの連携がどうなっているのかという部分、私、今全然、そういうことは考えてなかったもので、そういうようなところも運行時間表についてはわかりませんが、そういうようなことで、先ほど橋谷さんもおっしゃったように、例えば観光なりなんなりということに結びつけるという意味での循環バス、あるいは会見町と西伯町の歴史的なといえますか、そういう散策についての遺跡等々がたくさんあるわけですが、それにマッチさせるようなこと等も将来的には考えてもいいんじゃないかということになれば、例えば日曜日、土曜日は運休ということになっておりますが、今現在はそういうことでも、将来的にこれを結びつけることによって大きな、何といえますか、観光面についてはせっかくの休み、あるいは小学校等々の土曜日の休み、これも含めながら、いろんな面で活用することが望ましいではないかなというふうに考えるわけですが、そのあたりのことは今後どうなるかということも含めて考えておられるかどうか、お聞きしておきたいと思えます。

坂本会長 課長。

森岡課長 今考えております循環バス、この姿でやっていきたいと。発展的にいろいろと考えはありますけども、まずは空気を乗せてそのまま通っているようではだめなものでして、とにかく乗っていただければ、そういう形で話はまとめていけますけども、何分空っぽでルートだけつくってもちょっと別なルートがございますので、まずは利用をしていただくということで、それから利用された方の利便性を図っていくというのは、これは



できることをございますので、そういうふうな考え方でおります。基本的にはあんまり大きく手を広げずに、現実の部分から広げていこうかなと、そういうような考え方を持っております。ですので、将来にわたっては、どんどん発展的なことが考えはしております。

よろしくをお願いします。

坂本会長 よろしいですか。

佐伯委員 全くそのとおりだと私も思います。ただ、一つは、乗っていただけなければということがありますように、乗っていただけるような対策を今後も立てなければならぬということも一つあるんじゃないかなということと、もう一つは、ある程度これで終わりということじゃないという一つ先が、先に繋げるということがあるということをございますので、私はその方向に沿っての望みを繋ぎたいなというふうに思いますので、よろしくおしいたいと思います。

坂本会長 福田委員。

福田委員 将来的なことということで会見町の委員さんからご発言がっておりますので、今回、非常に短期間の中で整備をされたということでいろいろ問題はあるだろうということは、私ども西伯町の住民としても想定はしておるわけですが、先ほどお話が出たように、あくまでもこれは民間が公的生活バスという立場から考えますと、採算に合わない部分をやはり行政が関与して守っていくという、これが今回の英断であるという具合に私は思っております。これはなぜかということ、やはり合併というものが大きく関与したということでありまして、通常でしたら西伯町と会見町さんが連絡バスをやるうじゃないかといっても恐らく不可能であつたらうというぐあいに思います。したがって、南部町ということになれば、当然お互いの住民ができるだけ自分たちのおらがバスだという認識が出てこん限りは、非常に将来不安だということはおのずとわかるというぐあいに思っております。

したがって、先ほど会見町さんの方から、将来、花回廊であるとか、西伯町云々の話も実はございました、奥部の方ですけども。そういう面で、これからの公的バスそのものが、もう国が都市部分と中山間というものを大きく制度的に分けてしまっておりますから、非常にこの地域における行政区域は大変なことになるということはもう想定に値するところでありまして、いずれ10月1日からは、先ほど事務局から話ございましたように、この運行の健全化を目指したことと、それからさらには将来的に全住民を対象にするような、やはりそうした拡大網が考えられるかどうかということ、1年間の試行期間中にて

も十分、回を重ねながらでも検討をしていくべきじゃないかということが言えると思います。

もう一つだけ申し上げておきますが、運営経費の問題であります。これは少なくとも国土交通省関係で、この低床バスというのは国の補助制度があるわけですが、この国の補助制度にも基準があって、基準に合わないものは全く国からの支援がございませんが、その基準に適合したような路線拡大というのは、やはり常々研究をしていくべきだということがありますし、それから今回、はっきりと申し上げますのは、その制度にのらない、のせてないことであります。これは合併支援交付金ということで、運行経費の概ね2分の1を出すということですから、相当2分の1を補助をしてくれるということは非常に5年間、大変ありがたいことですが、6年目以降になりますと県も支援をしないし、あるいは国の制度にもならないということになると、大変な状況が出てくる。さらに、路線を拡大するってことは非常に至難な業がありますから、これはもう5年間の間に、先ほど来出ている課題に十分研究、対応をしていかなきゃならんというぐあいに思っておりますんで、我々住民の立場から考えても、やはり行政オンリーでもなかなかでしょうし、委託さえすれば民間の業者がその運行だけはやってくれる。結果的には空気だけ運んどって、行政はたくさんの経費を費やす、何だかんだということが問題が生じてはいけませんので、お互いに西伯町、会見町、これはせっかくの機会ですから、そういうことで今後関心を持ちながら見詰めていきたいなということで申し上げます。特に答弁要りませんので。

坂本会長 塚田委員。

塚田委員 このバスに、会見小学校と西伯小学校の子供たちが大体どれくらい乗るような予定ありますか、利用指導とか。

坂本会長 景山君。

景山主査 西伯小学校の方は清水川、それから新しくできましたフォレストタウン、ここで28名です。それから、会見小学校の方は、この路線の中での通学というのはありません。

塚田委員 済みません。よろしいですか。

坂本会長 どうぞ。

塚田委員 これを契機に、例えば結構遠いところ、ありますよね、御内谷の子とか、円山団地の方が遠いな、寺内、そういう救済するような方法っていうのは考えていらっやらない。今はそういう方の路線がないわけだから、路線の拡大する方向はないんですか。

坂本会長 景山君。

景山主査 こういうことを言ったら失礼に当たるかしれませんが、学校の子供たちのバスで通うだとか、歩くだとかいうのは教育委員会の方である程度設定をしておられると思います。うちの方がバスが通ったから乗ってくださいというのもなかなか言えるものでもないと思いますんで、それは教育サイドの方でまた新たに検討していただいたらというふうに思いますけど。

坂本会長 町長さん、子供に何キロぐらいから歩かせて……。

三鴨副会長 うちそれはないです。池野、鶴田だけをバスを使って、それだけであとはもう歩いて。

坂本会長 例えば寺内の子供さんがこれを使って学校へ通いたいって言われたときにはどげになるですか。

三鴨副会長 それは学校の方針でやるですだけんな。

宇田川委員 そげな横着な子ばかりじゃないわ。

坂本会長 ある程度の指導はしてあるわけですな。

塚田委員 そうであれば、良いと思うんですけど、会見小学校前っていうのが非常に早い時間に乗せるってなってるものでそれでお聞きしたわけです。よろしいです。

坂本会長 他にございませんか。

景山主査 一つだけ追加で報告させてください。先ほどの回数券のことを言いましたけども、回数券は循環バス専用の回数券ではございません。日ノ丸の回数券ですので、循環バスにも乗れますし、あるいは一般のバスにも乗れるということで御理解をお願いしたいというふうに思います。(「もう一ついいですか」と呼ぶ者あり)

坂本会長 どうぞ。

塚田委員 この運行の経路を見てみますと、丸合西伯店というのは、これ中に入るような設定になってますけども、果たしてそれでいいのかどうかという、どういう見解でそういう、確かに使われる人は、ここに行かれる人は中に入った方がいいんでしょうけど、あくまでも個人の商売の話だから、どんなものでしょうか。ここだけこういうことをしているのかどうか。西伯ストアも入ってくれちゃうたらやるのかどうかということもあるんで、いかがでしょう。

坂本会長 森岡課長。

森岡課長 基本的にはとにかく利用される方の利便性を図っていきたいというふうな考

え方に立っております。それで、先ほどありましたようなストアーさんの方がうちも入ってくれというような話もありますけど、これは既存にその近隣にきちっと整備されたバス停がございます。それから、丸合さんのところは信号機の真下になります。こういった形でやっても、そこで乗り降りというのは危険過ぎますので、やっぱり中の方に入って安全なところで乗りおりをさせていただくというふうなことで考えておるところでございます。基本的には、できる限り利用される方が軒下から軒下みたいな形が一番いいのかなと思いますけども、それをやっちゃいますと時間がかかってくるような循環バスになりますんで、最低限のところでの考えをしとる、そういったような意味合いがございまして、敷地内の方に入るというようなことになっております。以上でございます。

坂本会長 森岡委員。

森岡委員 確認の意味で一つお尋ねしときますけども、料金ですね、すべて日ノ丸の回数券を使い、それから定期券も日ノ丸を使い、現金も日ノ丸に入っていくと。すべて料金が日ノ丸の自動車に入っていくという体系だろうと思うんですよね。全くそれが、しかも乗り継ぎであったりなんかしたとき、ますます分からんようになっちゃう。循環バスを使って乗り継いだちゅうときには日ノ丸に銭払って終わり、こういう仕掛けですから、全ての料金収入っていうのは日ノ丸にチャンポンになっちゃうわけよね、だと思っんです。わし、そういう理解が違っとりゃ直してもらえりゃいいんですが。全く利用者が払った銭ちゅうのは、どれだけ利用されたちゅうのは、見えない状況が設定されておるといふふうに考えてよろしいですかいな。料金はなんぼあろうが、これだけで日ノ丸お願いしますよって行政が銭払って運行はしてもらおうと。収入があろうがなかろうがこれは関係なしという結果に私は理解したいんですが、それでよろしいんですかいな。

坂本会長 簡潔に。

景山主査 料金のことにつきましては、循環バスは循環バスで料金箱を開いて、幾らお金が入ったかというのが確認をいたします。それから、回数券につきましても、開いて入った枚数が使っていただいたということで、そのお金が収入になります。ただ、この場合、額面の11分の10が収入ということになります。それから、定期につきましては、両方の、日ノ丸と循環とあるわけですが、両路線の収入の配分は定期券を乗り継ぎ停留所までの区間運賃の割合を案分して、それぞれに収入を分けると。それから、先ほどの乗り継ぎ割引の関係ですが、これにつきましては両方が同じ区間になるといいですか、循環で乗って、次、日ノ丸に乗ったときに日ノ丸の方で割引となり、それから、日ノ丸に

乗って循環線に乗った場合には、日ノ丸で乗って循環線に乗ってそこで割引になりますので、循環の方が減ることになりますので、そこら辺での原価というか、お互いの調整はとれますけども、これにつきましては現金あるいは券について日程表をもとに、日々、きちんと人数なり、金額が出るような形にしております。ただ、定期券の場合は何人乗られるかというのがわかりませんので、それは先ほども言いましたように、距離の案分でいくということでありませう。

坂本会長 それを聞いてちょうならんとする。金が何ぼ入ろうが入るまいが運行はするだなということを知りなつた、内訳を聞いてちょうなあわけ。そのとおりだと僕はするよ。

森岡委員 結局ね、銭が入るのは、はっきり言って日ノ丸にみんな入っちゃうんだと。回数券も同じ回数券を使うわけでしょ。日ノ丸のほかの路線でも使える回数券を、200円の回数券を買うわけでしょ。その200円の回数券はほかの路線でも使えるわけだ。全く印がついてないわけで、ここで循環バスに乗ったとかなんとかという色分けは全くないわけだ。いや、それで、私はそれをとやかく言うということじゃなくして.....

桐林次長 ちょっともう一度、説明をさせていただきます。

まず、収入の部分につきましては、要するにバスについての料金箱に幾ら入ってきたかが収入だということになります。したがって、回数券につきましては、どこで買ったものであろうと、現に使われた段階で精算します。ですから、箱を開いたその出てきたお金がそのバスの現金部分の収入であるということになります。ただ、その管理につきましては、日ノ丸バスの方にすべてお願いするということになっておりますので、そこは契約上の信義を重んじて厳格に処理していただくということでございます。

お尋ねの幾ら収入があろうがバスを運行するんだなということでございますけども、それはまさにそのとおりでございますけども、収入の確認はそういうふうにするということでございます。どこで売ったかではなくって、どこで使ったかで精算されますので。

森岡委員 結局はそのこと、それを、今もあつたように、日ノ丸さんとの契約ですから、きちんとした形をやるんだらうけども、日ノ丸さんもそこまで銭使つて中をやらんでもいいような中身じゃないかなっていう感じを持ってるわけですよ、その中身は。だけん、いわば入つたほどのものはこの路線の中で落とされた銭、札であれなんであれ、もとは銭ですから。それはこれだけありましてよつて納めてくれるわけですね。だから、それが大小関係なしに、もうそれだけのものが何千万でしたかいな、これだけ払いますけど運行してください、はいオーケーですよとやってくれとるわけで、空気運んどろうが何しようが、

しっかりぎゅうぎゅう詰めで運ぼうが、あんまりがいに関係はないのかなという感じを実はしてるんです、変な言い方だけでも。どれだけのものがあるかっていうのは試験運行の中で、さっきも出とったように行き先が限られてますから、利用者はもう限られちゃうと。従来から出とるように、もっと幅を広げるちゅうことはこの枠の中じゃできんだろうなと。福田委員もおっしゃったけども、全体というものがもうちょっと先がなきゃ出てこらんなかな、当面やるしかないのかなという感じを持っておるもんで、ちょっと確認、わかり切ったことだけでも、ちょっと確認させてもらいました。答弁はしなくていい。わかりました。

坂本会長 お互いに見解の違いはないと思いますから、言っておられることは一緒だないかと思う。そのことですか。

福田委員 いや一緒、今の件で若干勘違いしておられるような面があるんだけど……。

坂本会長 いや、勘違いしちゃうならんと思いますよ。私はそういうぐあいに理解します。

福田委員 例えば、契約して、県から500万円もらいましたと……。

森岡委員 それは、よそから来るかどうかは問題外。この町としてどうするかちゅうことであって、その銭がどこから出てこようが、国から来ようが、県から来ようが、利用者が払おうが、それはもう外の話だと、こういう感じを持ってますから、認識してますので。

福田委員 反論じゃないけど、要は利用者がいかによけあるということは、町の持ち出しが少なくて済むし……。

坂本会長 それはわかっておられますけん。

この件はいろいろ御質疑もいただいて、大体尽くされたのではないかと思いますので、以上で終わりたいと思います。

恐れ入りますけど、本当は休憩とりたいですが、もうわずかになりましたので、もうちょっと頑張っていたきたいと思います。

報告事項第6号、まちづくり委員会第2ステージの開催状況について、事務局からお願いします。

奥山室長 事務局でございます。13ページをお開きいただきたいと思います。

報告事項第6号、まちづくり委員会の第2ステージの開催状況について。まちづくり委員会第2ステージにおける各小委員会会議の開催状況は下記のとおりであったということで、開催日時及び場所につきましては、6月、7月にかけて、それぞれ小委員会で1

回、2回行っておるところでございます。

その内容につきましては、報告事項の別紙の方にお配りしておるとおりでございます。後ほど担当より報告をさせていただきたいと思っております。

次回の開催日程ということで、それぞれ7月のうちに、第2小委員会は昨晚でございましたが、予定をされておるところでございます。今後の方向であります、それぞれ7月中に小委員会をしたものをこれまでの結果等々を含めましてまとめまして、全体会議を盆明けごろということで調整をしていきたいというふうに思っておるところでございます。その結果をまとめたものももちまして9月の17日開催予定の第30回合併協議会で委員会の報告といえますか、提言というようなことで報告をさせていただくということになるかというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

では、第1小委員会の方から報告させていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

桐林次長 それでは、第1小委員会の概要でございます。報告事項の別紙の1ページでございます。

前回、6月28日に、会見町総合福祉センターで開催いたしました。前回の協議の内容は、まず町章の募集要項について、合併協議会に諮り、一応の了解を得たということをお報告しております。この一応の了解というのは、募集開始の日は合併の告示のときによって変わるということで、全体が決まっていないという意味で一応の了解を得たということでございます。

それから、引き続き町章の選定に関する事項で、委員会の方から、まちづくり委員会の選定過程の係わり方の案のような、議論のたたき台のようなものはないかということで、本日、机の上にお配りしております南部町の町章選定に関する住民参画等の流れというものを提示して、議論の一助にしたということでございます。

その日の意見交換では、係わり方としては案1がいいのではないかというようなことでございまして、第1次選定では小委員会のメンバーで、どれくらいになるかわかりませんが、とりあえず採用の見込みのなさそうなものをはじいていく過程なんで、人数的にもそれでよいのではないかということでございました。

それから、最終の南部町発足後ということになりますけれども、その過程においてはデザインに知識を持ってる人が当たってほしいなということがございました。

それから、どこかの過程で住民アンケートをというふうな形で、意見をお聞きする必要

があるだろうということで3案ほどを出してありますけども、やはり一人一人の意見という形で、これも案1がいいのではないかというようなことでございました。住民が選定に積極的にかかわるといふことも含めて、1人1票方式のアンケートを考えたらどうかということでもございました。

それから、各種宣言に関する事項にお話に移りまして、現在、両町の行っている宣言のうち、非核平和、人権尊重、交通安全及び環境については、南部町においても引き続き宣言をされてはどうかということでもございました。

なお、その内容につきましては、個別の宣言ごとに委員会的な組織を設けて文言の検討をされたらどうかということでもございました。

このほかの分野につきましては、他町の例なんかを参考にしてはどうかということで、次回、資料を見ながら意見交換をしていただくということになっておりました。

それから、町の表彰制度でございますけども、今あります町長、助役、教育長、議員など、町の特別職への表彰制度は必要ないのではないかというような意見が出ております。

その理由といたしましては、これらの職を行う者というのは義務づけで行われているものだ。それから、十分な対価を得ているんじゃないかということでもございました。表彰をするのであれば、ボランティア的な委員の活動を行っている方を中心にすべきではないかというような意見でもございました。もちろんこれはあくまでも一つの議論の過程での意見ということもございますので、これが最終的なものにまとまるかどうかはまた別ですよねというようなお話も、ここにはございませんけども、あったということもございます。

それから、職員の表彰はあってもよいのではないかと。あと、それから、表彰基準の在職年数というのは、長い方をとりましょうということがございました。前回の一つの過程はこういうようなことでございました。以上でございます。

奥山室長 続きまして、第2分科会のまとめにつきまして、ご報告させていただきたいと思っております。

3ページの方に6月17日、それから5ページの方に7月1日の、それぞれまとめたものを整理いたしております。3ページの方でありますけども、6月17日でありますけども、確認事項というようなことで、情報化委員会の設置を提言しようというようなことで、構成については専門家、学識経験者、公募委員というようなことで、そのうちの全体の半数以上は公募委員がいいだろうというようなことで、全体数は決めないというようなことで、内容につきましてはCATVの設置とか運営、活用方法等、内容について検討をしていこ



うというようなことでございます。

それから、公共事業などへの住民参画を提言ということで、早い段階から住民が参画して、そういう事業に携わっていった方がいいのではないかとというようなことがありました。そして、学校校区の見直しであります。これにつきましては当面は必要がないというようなことで、そういう方向が出た時点で協議すればいいのではないかとというようなことでもあります。

主な意見については省略をさせていただきたいと思います。

7月1日ではありますが、これにつきましては行政評価制度というようなこと、それから一部の、一部といいますが、1人の委員の方から提案があったのは地域協議会について、それから循環バスの計画概要についても説明をしたところでございます。

まず、行政評価制度ではありますが、これについてはいろいろ意見があったわけですが、評価システムの必要性を提言するのみでいいのではないかとというようなことで、検討委員会を要望するというようなことでありまして、それに基づきましていろいろ意見が出たところでございます。この結果につきましては、昨晚の小委員会におきまして一応、まとまったところでございまして、そういう行政委員会というようなものを提言しようということでもございました。

それから、地域協議会ではありますが、これについては是非論またはもうちょっと、是非論というのは一応協議会等々の組織と重複するではないかというようなこともあるわけでありまして、そういう部分じゃなくして、もうちょっと広目のところで、例えば旧村単位とか、そういうことで女性とか子供さんも入って、もうちょっと活性化、地域づくりというようなことで検討をしてもらうのがいいではないかということで、より地域の活性化につながるというようなことで、それぞれ意見が出されたところでありまして、一応7月1日につきましてはフリートーク、意見交換というようなことでもございました。以上でございます。

米原室長補佐 第3小委員会の報告をさせていただきます。

前回は報告をさせていただいたとおり、第3小委員会では合併後の記念イベントということでウオークラリーの方を計画しております。

中身としましては、出発点は会見役場から出て、寺内を通り、清水川、それから阿賀を抜けて西伯町役場、それで終点をプラザ西伯とする方向で今、検討しておりまして、6月の24日には車でその距離と周辺の神社なり史跡なりを実際に見てみまして、それから7

月3日には実際にそのルートを3時間半かけて歩いてみました。概ねルートはその方向でいこうと思っておりますが、今度の22日、明日ですけども、会議では実行委員会等を立ち上げるといいますか、結成するための組織等いろいろ具体的なことを検討していこうということに話がまとまっております。以上です。

坂本会長 以上ですか。

この件について何かございませんでしょうか。ご質疑はございませんか。

〔質疑なし〕

坂本会長 何か刺激的なことが書いてある。こういうことを話し合っていたいておるということでご承知おきいただきたいと思います。

そういたしますと、次に移らせていただきます。

日程6、今後の協議会の開催日程について。29回会議を8月の18日1時半から4時まで、西伯町役場で開催したいということがございます。御確認をいただきたいと思えます。

よろしゅうございますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

事務局の方から何か他にありませんか。

奥山室長 ございません。

坂本会長 ない。そういたしますと、今日の日程は予定しておりましたのは以上でございます。閉会してもよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

坂本会長 それでは、最後に、副会長の方からご挨拶をいただいて閉会にいたしたいと思えます。よろしく申し上げます。

三鴨副会長 今日はどうも全議案ご承認いただきまして、ありがとうございます。いろいろとお互いが一歩も二歩も下がりながら、信頼関係のもと、いい町づくりになりますよう、皆さん方の一段のご支援、ご協力を賜りたいと思えます。本日はどうもありがとうございました。

坂本会長 どうもありがとうございました。

（閉会 15時13分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

会 長

署名委員

署名委員